

答 申 第 3 3 号
平成24年2月21日

佐賀市自動車運送事業管理者
真 子 孝 好 様

佐賀市個人情報保護審査会
会 長 村 上 英 明



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号
に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号に基づき、平成24年2月3日付け佐市交第199号により諮問がありましたドライブレコーダーを佐賀市交通局のバスに設置することによる、個人情報の本人以外からの収集及び外部提供を行うことの可否については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

なお、個人の権利利益の保護を図るため、特に次の点に配慮することを要望します。

- 1 個人情報の外部提供にあたっては、条例の趣旨に則り、必要最小限の利用に限定するとともに、第三者情報等に格別の配慮をするなど、個人情報の取り扱いには慎重を期すこと。